

垂井町行財政改革大綱（第5次）（案）

平成26年度～平成28年度

パブリック・コメントでのご意見に対する町の考え方（対応）

ページ 数	大 項目	中 項目	取組項目		ご意見	考え方（対応）
			No.	取組項目名		
P5	①	1	03	人材育成の推進	<p>職員の意識向上を図るため、「地域と調整し研修を実施する」とあるが今さら何をするのか具体的な説明がなされていない。</p> <p>また年度スケジュールにおいて平成27年度、28年度の継続して実施とあるが理解できない。</p>	<p>まちづくり協議会との連携を重視した事業展開を意識づけるため、各まちづくり協議会の方針、課題、活動内容など状況の把握を行い、これをもとに研修を実施するものです。</p> <p>「平成27年度、28年度：継続して実施する」という点については、前年度の結果をふまえ、内容及び手法について改善を図りながら、毎年継続して実施していくというものです。</p>

ページ 数	大 項目	中 項目	取組項目		ご意見	考え方（対応）
			No.	取組項目名		
P5	①	2	03	アウトソーシングの推進	<p>アウトソーシングの「推進」ではなく「見直し」ではないか。</p> <p>各市町村情報にたよることなく職員の能力向上を図るなかで見直しをはかり適正なアウトソーシングを進めるべきではないか。</p>	<p>社会構造等が大きく変化する中、多様化、複雑化する行政課題への迅速な対応が求められ、これに加えて地方分権による事務量の増大が見込まれています。こういった状況においても、限られた職員数で、引き続き必要な行政サービスを提供していくため、各種事務事業の事業主体の多様化を図っていくという意味で、「推進」としています。具体的な手法としては、業務委託^{※1}、指定管理者制度^{※2} があります。</p> <p>なお、「推進」という文言は、各種事務事業の質的向上を図っていくといった「見直し」を含めた表現です。</p> <p>※1）業務委託：町の実施する事務事業等に係る業務の全部又は一部を、民間企業や団体などに委託するもの</p> <p>※2）指定管理者制度：町の指定を受けた法人、団体に、指定管理者として公の施設の管理運営を行わせるもの</p>

ページ 数	大 項目	中 項目	取組項目		ご意見	考え方（対応）
			No.	取組項目名		
P7	②	2	01	補助金の適正な交付に向けた取組	プログラムNo. 1 「統一的な交付基準の構築」について	<p>不適正な状態で補助金が交付されていたということではありません。交付の段階で、各課が、個別条例規則に基づき審査しています。これを、町として統一的な基準を定め、各種補助金の必要性を明確にした上で常に見直しを図りながら、交付していくというものです。</p> <p>また、その過程で、各種団体と合意形成を十分に図っていくため、平成27年度から見直しを行っていくことは困難と考えます。しかしながら、即見直しが可能なものについては、積極的に見直しを行っていきます。</p>
			①		調査内容において「・補助の目的」「・政策施策との関連」とあるが今までは交付基準があいまいなままに不適正な補助金交付がなされていたのか。このような調査には時間をかけずに、平成27年度には適正な補助金の交付を実施すべき。	
P8	③	1	01	広報機能の充実	プログラムNo. 1 「広報紙の掲載内容の見直し」について	<p>住民アンケートの実施については、まちづくり提案箱、ホームページ等を活用したものなど、有効な手法について検討していくため、平成27年度に実施としています。</p>
					広報の内容についての住民アンケートの実施は平成26年度に行い見直しの資料とするべき。	

ページ 数	大 項目	中 項目	取組項目		ご意見	考え方（対応）
			No.	取組項目名		
P8	③	1	02	広聴事業の拡充	プログラムNo.1 「広聴事業の拡充」について	<p>連合自治会長とは地区連合自治会長であり、自治会長とは自治会の代表者です。また、地区連合自治会長とは地区の自治会長の代表です。</p> <p>この取り組みは、様々な立場の方の意見をまちづくりに反映させるため、有意義な意見交換の場の設置に向け「検討・調整」した後、実際に意見交換を「実施」していくものです。よって、「調整・検討」の段階で、協働のまちづくりを推進するまちづくり協議会や、各地区の連合自治会などと調整を行った上で意見交換の場を設置し、意見交換を「実施」していきます。</p>
					<p>連合自治会長とはだれをさすのか。 それぞれの自治会長からも自由に意見が述べられるような場を設けていただきたい。</p>	

ページ 数	大 項目	中 項目	取組項目		ご意見	考え方（対応）
			No.	取組項目名		
P8	③	2	01	まちづくり協議会との連携	<p>プログラムNo.1 「まちづくり協議会の活発な運営に向けた助言・指導の実施」について</p> <p>まちづくり協議会活動の推進に向けた事業の評価検証とあるが、その基本的な考え方、評価基準は。まちづくり推進室はまちづくり協議会活動の推進を図るうえで重要な自治会との関係についてどのように指導していくのか。</p>	<p>町では毎年、第5次総合計画の実施計画に掲載されている各事務事業について、前年度の「事業効果」及び「必要性」を明確にした上で、次年度の事業に反映させることを目的に、事務事業評価を実施しており、これをもとに、評価を実施するものです。また、評価実施後、各事業の改善・改革に向け、翌年度以降の方向性を検討していきます。</p> <p>まちづくり協議会活動を推進していく上で、自治会をはじめとする「地域団体」との連携強化は不可欠です。まちづくり推進室としては、まちづくり活動の推進に向け、まちづくり協議会に対し、事業評価の結果をもとに、「地域団体」との連携強化を含めた助言・指導を引き続き行っていきます。</p>

ページ 数	大 項目	中 項目	取組項目		ご意見	考え方（対応）
			No.	取組項目名		
P8	③	2	02	協働のまちづくりの支援 制度の構築	<p>プログラムNo.1 「新たな助成制度の構築」について</p> <p>平成28年度以降の交付金制度の交付金算出、評価検証手法を検討するのは、現在なにか問題があるのか、あるとすれば財政改革のためにも、平成27年度の交付金から実施すべきである。</p> <p>公募型補助金制度の創設については、財政改革、協働のまちづくり（自助）の精神から不要。</p>	<p>現在の交付金に問題があるということではなく、平成27年度まで一律の交付金により活動支援していくこととしているため、平成28年度以降分に係る当該交付金の算出方法の見直しを検討するものです。</p> <p>公募型補助金制度は、住民、行政、団体など、地域に関わるさまざまな主体がまちづくりの担い手となり、地域社会全体で公共・公益機能を担っていくことを目指し、創設するものです。よって、住民主体の「自助」の領域のみを対象とするものではなく、行政と住民が協力して行う「共助」「公助」の領域についても対象としており、まちづくりの主体を広げていくことを促すものです。また、財政的見地から、補助金の見直しの取り組みにあるように、事業効果をふまえた補助金の必要性を見極め、住民協働の領域区分に応じ、交付するものです。</p>